

第1章 市税の窓口

① 市税の窓口

奈良市では市税の窓口が市民税課、資産税課、納税課、滞納整理課の4つに分かれており、税の証明は市民税課をはじめ、各出張所・各行政センター及び東寺林連絡所でも取り扱っている場合があります。

課名	担当している税金	主な仕事	電話番号
市民税課 東棟2階	市民税（個人・法人） 軽自動車税 市たばこ税、入湯税 事業所税	申告受付（市・県民税、法人市民税、事業所税） 原動機付自転車等の登録・廃車・名義変更 市税の証明受付・交付	0742-34-4973・0742-34-4725 0742-34-4958・0742-34-4971 FAX 0742-36-5668
資産税課 東棟2階	固定資産税 都市計画税	土地・家屋・償却資産の評価	0742-34-4961・0742-34-4726 FAX 0742-34-4927
納税課 東棟2階	市税の収納	すべての市税の収納、口座振替、納税相談 滞納者に対する督促、ふるさと納税の受付	0742-34-4727 FAX 0742-34-5499
滞納整理課 中央棟2階	市税の滞納整理	滞納者に対する催告、納税相談 滞納処分	0742-34-4965 FAX 0742-34-4928

② 市税の証明

市税関係の証明書等の種類は以下のとおりです。

	種類	証明内容	使用目的（提出先）
納税関係	納税証明	課税額・納付済税額・未納税額の証明	金融機関・入札指名願いの申請等
	軽自動車継続 検査用納税証明	当該年度の軽自動車税に未納のないことの証明	継続検査（車検）
市民税関係	課税証明	課税額及び所得の種類・金額の証明	金融機関・奨学金の申請・住宅入居申請等
	非課税証明	所得額と課税されていない理由等の証明	扶養申請等
	所得証明	所得の種類・金額の証明	金融機関等
	扶養証明	税法上の控除対象配偶者及び扶養親族であることの証明	扶養申請・住宅入居申請等
	事業証明	個人及び法人の営業種目の証明	車の登録・入札指名願いの申請等
資産税関係	評価証明 (土地・家屋課税台 帳登録事項証明)	物件ごとの所在地・地目・地積・家屋番号・ 用途・床面積・構造等及び評価額の証明	法務局・税務署・金融機関への申請等
	税額証明	物件ごとの課税標準額・税額の証明	売買の精算・裁判所への申請等
	評価・税額証明	物件ごとの評価額・課税標準額・税額の証明	法務局・税務署・金融機関への申請等
	家屋取毀証明	家屋が取毀されていることの証明	法務局
	住宅用家屋証明	登録免許税が軽減されるための要件を満たす 家屋であることの証明	法務局
	り災証明	火災を除く大規模な災害により、家屋等に被害 があったことの証明	保険会社等
り災届出証明	火災を除く大規模以外の災害により、家屋等に 被害があったという届出があったことの証明	保険会社等	

各行政センターでは家屋取毀証明・り災証明及びり災届出証明を除く証明を、各出張所では家屋取毀証明・住宅用家屋証明・り災証明及びり災届出証明を除く証明を、東寺林連絡所では家屋取毀証明・住宅用家屋証明・扶養証明・事業証明・り災証明及びり災届出証明を除く証明を取り扱っています。

■ 証明の交付申請

証明書の交付を申請される方は、本人と確認できる次のどちらかが必要です。

- 官公署発行の顔写真付証明書1点

運転免許証・パスポート（旅券）・個人番号カード・住民基本台帳カード（写真付）等

- 次のもの2点以上

健康保険証・年金手帳・通帳等

なお、申請書は、奈良市ホームページからダウンロードできます。（扶養証明を除く。）

■ 証明手数料について

1枚300円（ただし軽自動車継続検査用納税証明は無料、住宅用家屋証明手数料は1件1,300円）

※市民税関係は1人・1年度・1税目で1枚です。納税証明は、同一納税義務者につき、1年度・1税目が6件まで1枚に表示されます。

固定資産税関係は、同一納税義務者につき、土地・家屋ごとに1人・1年度が5物件まで1枚に表示されます。

■ 証明書の交付を請求できるのは次の方に限られます

- (1) 本人（納税管理人を含む。）
- (2) 代理人で、本人（法人を含む。）の委任状（同居の親族は不要）を持参
- (3) 相続人（確認できる書類を提示してください。）

※固定資産税関係の証明については、借地人・借家人、弁護士・司法書士など一定の要件を満たす方も請求できます。

■ 郵便・信書便による証明書発行を希望される場合

以下4点を送付してください。

- 申請書
- 本人確認のできるもの（写し）
- 手数料（定額小為替）
- 切手を貼った返信用封筒

■ 最新年度の課税（非課税）証明書をコンビニで取得できます

次のものがが必要です。利用時間は、午前6時30分から午後11時までです。

- マイナンバーカード（個人番号カード）
- カード交付時等に設定した4桁の数字の暗証番号
- 手数料（1件300円）

取得できるのは、本人の最新年度分のみです。なお、取得される時点及び証明年度の1月1日に奈良市に住民登録がない方や、収入の申告がない方などは、取得いただけない場合があります。詳しくは、奈良市ホームページをご覧ください。

委任状		見本
（あて先）奈良市長		
代理人	住所	
	氏名	
私は上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。		
記		
（ここに委任事項を記入）		
令和 年 月 日		
本人	住所	☎
	氏名	印
	生年月日	

出張所、行政センター、東寺林連絡所の場所と電話番号			
西部出張所（学園南三丁目1-5）	0742-44-1005	月ヶ瀬行政センター（月ヶ瀬尾山2845）	0743-92-0131
東部出張所（大柳生町4735）	0742-93-0001	都祁行政センター（都祁白石町1026-1）	0743-82-0201
北部出張所（右京一丁目1-4）	0742-71-1017	東寺林連絡所（東寺林町38）	0742-26-2871